

公益財団法人 岡山県体育協会職員退職手当支給規程

(総則)

第1条 この規程は公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という。）の職員（事務局長、玉野スポーツセンター所長を除く。）が退職した場合の退職手当の額及び支給方法について定める。嘱託職員、嘱託技術員、臨時的任用職員、スポーツ推進スタッフには支給しない。

(支給対象)

第2条 退職手当は職員が退職した場合にはその者、死亡した場合にはその遺族に支給する。ただし、次の各号に該当する者には支給しない。

- (1) 解雇された者
- (2) 勤続期間5年未満の者
- (3) 退職手当を支給しないことを条件に採用された者

(勤続年数)

第3条 退職手当の支給対象期間となる勤続年数は、職員としての採用日から退職日までとする。ただし、1年未満の端数がある場合は月割計算とし、1カ月未満の端数があるときは1カ月として計算する。

- 2 育児休業期間、介護休暇期間、病気休暇期間及び休職期間は勤続年数に算入しない。

(退職金の算定方法)

第4条 退職手当は職務の級によるポイント（以下「職級ポイント」という。）と勤続年数によるポイント（以下「勤続ポイント」という。）をもとに次の計算式で求められた額とする。

(職級ポイント+勤続ポイント) × 退職事由係数 × ポイント単価

- 2 職級ポイント及び勤続ポイントは職員として在籍した全期間のポイント数の合計とする。
- 3 ただし、職級ポイント及び勤続ポイントを加算するのは勤続35年までとする。

(職級ポイント)

第5条 職級ポイントは、毎年3月末日（退職の場合は退職日）現在の職務の級により、別表1に掲げるポイントとする。

- 2 1年未満の端数がある場合は前項のポイントに月数を乗じて12で除したポイントとし、計算した結果端数が出た場合、小数点第1位を切り上げる。

(勤続ポイント)

第6条 勤続ポイントは、毎年3月末日（退職の場合は退職日）現在の勤続年数により、別表2に掲げるポイントとする。

- 2 1年未満の端数がある場合は前項のポイントに月数を乗じて12で除したポイントとし、計算した結果端数が出た場合、小数点第1位を切り上げる。

(退職事由係数)

第7条 退職事由係数は、次の退職事由を除き、自己都合退職の場合に適用し、別表3に掲げる係数とする。

- (1) 死亡
- (2) 休職期間が満了しても復職しないとき

(3) 定年

(4) 本会の都合により退職勧奨に職員が応じたとき

(ポイント単価)

第8条 ポイント単価は10,000円とし、原則として5年に1回見直しを行う。

(支払いの時期及び方法)

第9条 退職手当の支給は、退職の日から3カ月以内に全額を支払うことを原則とする。
ただし、同意がある場合は口座振込又は金融機関が振り出した小切手により支払うとともに、3カ月を超え、または分割して支払うことができる。

2 死亡による退職の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族に支給する。

(特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、施行の日より以前に勤務する職員については、代表理事が定めた退職手当相当額を既存獲得ポイントとして10000を除いたポイントを付加する。

2 第7条に規定する係数を乗じて既存獲得ポイントより下がる場合、第7条の規定を適用しない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日より施行する。但し、施行の日以前に勤務する職員については、その採用日に遡り勤続期間を算定する。

2 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。